

墨田区景観条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（届出書の添付書類）</p> <p>第18条 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項第4号の条例で定める図書は、景観計画で定める法第8条第4項第2号に規定する制限に対する措置状況を記載した書類又はこれに準ずる書類とする。</p> <p>（指導）</p> <p>第22条 区長は、法第8条第2項第2号に規定する行為の制限に関する事項を定めたときは、当該行為の制限に適合しない行為をしようとする者又はした者に対し、当該行為の制限に適合させるために必要な措置を講ずるよう指導することができる。</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第18条 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項第4号の条例で定める図書は、景観計画で定める法第8条第3項第2号に規定する制限に対する措置状況を記載した書類又はこれに準ずる書類とする。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第22条 区長は、法第8条第2項第3号に規定する行為の制限に関する事項を定めたときは、当該行為の制限に適合しない行為をしようとする者又はした者に対し、当該行為の制限に適合させるために必要な措置を講ずるよう指導することができる。</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。